

「芦屋市立小中学校における携帯電話等の取扱い等に関するガイドライン」

はじめに

令和2年7月31日付け、文部科学省初等中等教育局長より、『学校における携帯電話の取扱い等について（通知）』がありました。

これを踏まえて、芦屋市教育委員会では、携帯電話等は、学校の教育活動に直接必要でない物であることから、児童生徒の学校への持ち込みを原則禁止とする方針を継続してまいります。しかし、諸事情（登下校中の防災・防犯のため等）により、例外的に携帯電話等の持ち込みを許可する場合は、学校での教育活動に支障がないよう配慮するため、「芦屋市立小中学校における携帯電話等の取扱い等に関するガイドライン」を策定しました。

学校は、このガイドライン等を参考に、登下校時や校内での『携帯電話等の持ち込みに関するルール』を定め、児童生徒や保護者に周知します。

『携帯電話等の持ち込みに関するルール』

- ・携帯電話等を持ち込む目的は、登下校中の防災・防犯のために限定し、緊急の場合のみ使用する。
- ・校内では、携帯電話等の電源を切っておく。
- ・校内での携帯電話等の管理は、児童生徒自身のかばんに入れるなど、自己管理とする。
- ・携帯電話等の持ち込みは自己責任とし、破損・紛失・盗難・個人情報漏洩等に関して、学校は責任を負わず、保護者の責任とする。
- ・児童生徒が、ルールを繰り返し違反する場合は、一時的又は長期的に持ち込みを制限する。
- ・携帯電話等の持ち込みを希望する場合は、保護者は子どもとルールについてよく確認した上で、同意確認書（別添資料1）を毎年度学校に提出する。

本ガイドラインにおける「携帯電話等」とは、次のものをいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能及びGPS機能のみを有するもの）
- ・フィーチャーフォン及びスマートフォン（通話機能に加え、インターネット閲覧等が可能なもの）
- ・通話又は音声メッセージ（トーク）機能を有するGPS端末

※なお、タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は、本ガイドラインにおける「携帯電話等」には含まない。

本ガイドラインは、令和3年6月1日より運用する。

令和8年8月21日改訂